

# 令和5年度 議会運営委員会行政視察報告

## 〔参加委員(部会員)〕

委員長 神津 正  
副委員長 小林歳春  
委員 小林貴幸 土屋俊重 大塚雄一 内藤祐子 高柳博行 小金沢昭秀 小林英朗  
吉川友子  
議長 江本信彦  
副議長 三石義文

1 視察日時 令和5年12月27日(水)

2 視察先及び視察事項 長野県軽井沢町 「通年議会」について

## 3 視察概要

### 長野県軽井沢町 「通年議会」について

佐久市議会は今年度9月議会において、来年度より議員報酬の増額、更に次の改選期より議員定数の見直しを行い、現在の26名から2名削減し24名にするとの議決を行いました。報酬増額に当たっては、報酬審議会において議員活動の見える化のための方策を進めてもらいたいとの附帯意見に関連し、市側から通年議会の検討をとの提案があり、通年議会を導入している軽井沢町議会を訪問し、調査研究をしました。

(1) 日時 令和5年12月27日(水) 午後2時から午後3時30分

(2) 対応 議長 副議長 議会運営委員長 議会事務局長 議会事務局係長

(3) 内容

平成21年全国初の通年議会制を導入した北海道白老町議会等を視察し、本会議がいつでも再開できるなど議会の主体性、機動性を高める点から導入を検討。議会改革検討特別委員会の設置により通年議会の実施、議会基本条例の制定等を軸に検討を進めていく。4回目の議会改革検討特別委員会で通年議会の実施について検討をしていくことを決定する。その後、全員協議会や理事者側とのすりあわせ等を行い、22年は試行期間とし23年から通年議会本実施に向けた条例案を可決。導入についての考え方として、首長が年1回1月に議会を招集し議会の議決によりその会期を12月までの一年間と定めた場合、議会は以降、議長の権限で再開と休会を繰り返す事により、本会議はもとより委員会もいつでも開催でき、議会運営の柔軟性・効率性を高めることができる。具体的には閉会中の期間をなくすことにより、監視機能のより充実強化を図るとともに、民意の反映や災害時の緊急対応などに対し、議会の主体性、機動性を高めることが可能となる。このことにより、執行機関の議会対応に関わる時間が多くなることや開催数の増により議員負担も増となる。専決処分事項の検討を要するなどの必要がある。平成22年には通年議会の試行に関する実施要綱を定め、平成23年には通年議会実施要綱を制定し、第2条において定例会

の会期は1月から12月までとした。

#### (4) 考察

軽井沢町議会では、地方自治法第102条に規定する招集回数の運用により町議会定例会条例・通年議会実施要綱で会期を1月から12月までの1回としている。臨時会は基本的にはなくなる。及び専決処分も執行部側との申し合わせによるが、基本的にはなくなる。登米市でもあったように、委員会の所管事務調査が通年で行うことが可能となり、活発な委員会活動を行うことができる。委員会中心の議会活動の充実が図られると考えられる。あくまでも積極的に事務調査を行うことや、政策・立案能力の資質を議員それぞれが高める努力が必要となってくる。したがって、任期中に取り組むテーマを決め調査研究の充実が図られ、ひいては執行部側への提言に繋がることも可能である。また、市民への説明として議会の主体性や機動性が図られること、通年議会（一年中いつでも議会を開催していることや委員会事務調査が常に可能であること等）の説明を行うことや、議会だより等の媒体を使うことにより議会活動の見える化に繋がる可能性はあるのではないかと考える。委員会担当職員等、議会事務局の負担がある程度増えることは否めない。それによって議会事務局職員の充実に繋げていくことも重要と考える。会議予定を調整するため、議員の予定も立て易いのではないかと考える。現在の軽井沢町議会議員は通年議会導入後の経験者のみということであるので、佐久市と同規模で通年議会の導入前後の比較ができる自治体への調査研究を今後も行って参りたいと考える。



軽井沢町議会での様子